

第2期

茅ヶ崎市地域福祉計画（概要版）

平成22年度～平成26年度

1 計画策定の趣旨

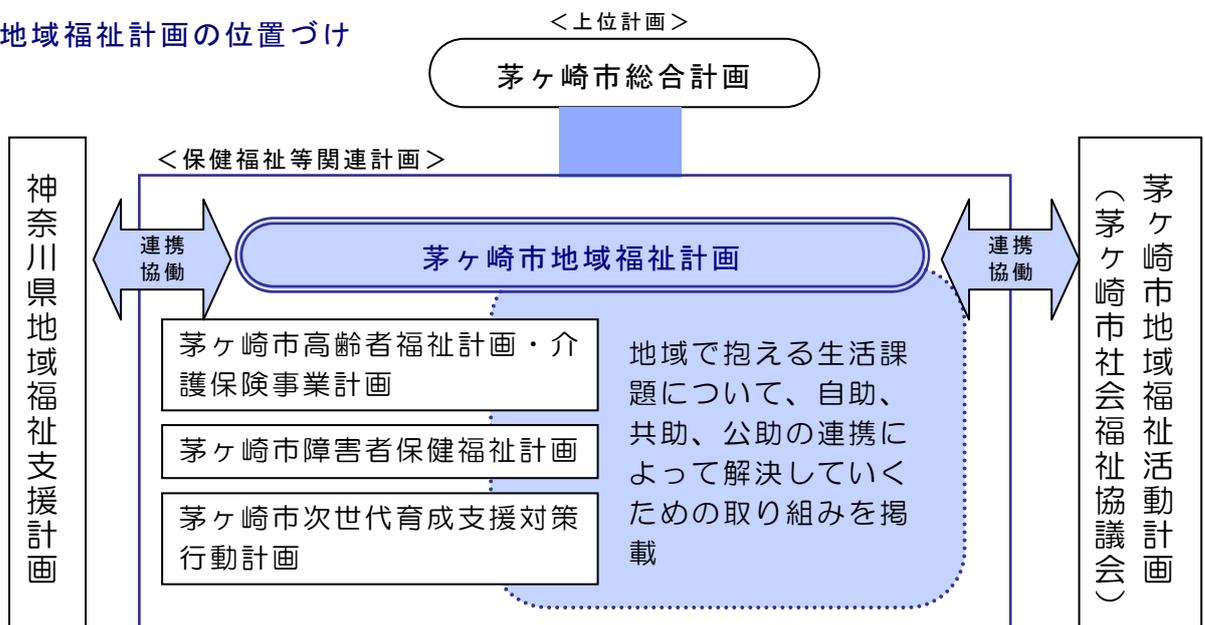
地域福祉とは、地域の住民同士のつながりを大切にし、お互いの支え合いの仕組みをつくっていくことです。地域福祉計画は、住民のだれもが抱く「住み慣れた家や地域で自分らしく幸せに暮らしたい。」という願いをかなえるために、日常生活における様々な生活課題について、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していこうとする取り組み等を示すものです。

社会福祉法には、地域福祉の推進が基本理念の一つとして掲げられ、同法第107条において、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項が規定されています。茅ヶ崎市では、平成17年3月に茅ヶ崎市地域福祉計画（第1期計画）を策定し、様々な取り組みを進めてきました。

2 計画の位置づけ

本計画は、茅ヶ崎市の上位計画である茅ヶ崎市総合計画が示す地域福祉を具体化していく計画であり、関連計画との整合を図りながら、茅ヶ崎市に関わるすべての人を対象として、地域課題を解決していくための取り組み等を示した計画です。また、茅ヶ崎市が策定する「地域福祉計画」と茅ヶ崎市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の両計画は、車の両輪の関係にあるため、整合を図りながら策定しました。

◆地域福祉計画の位置づけ



3 計画期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等、計画が実情に合わなくなった場合は、必要に応じて見直しを行います。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1期計画					第2期計画				

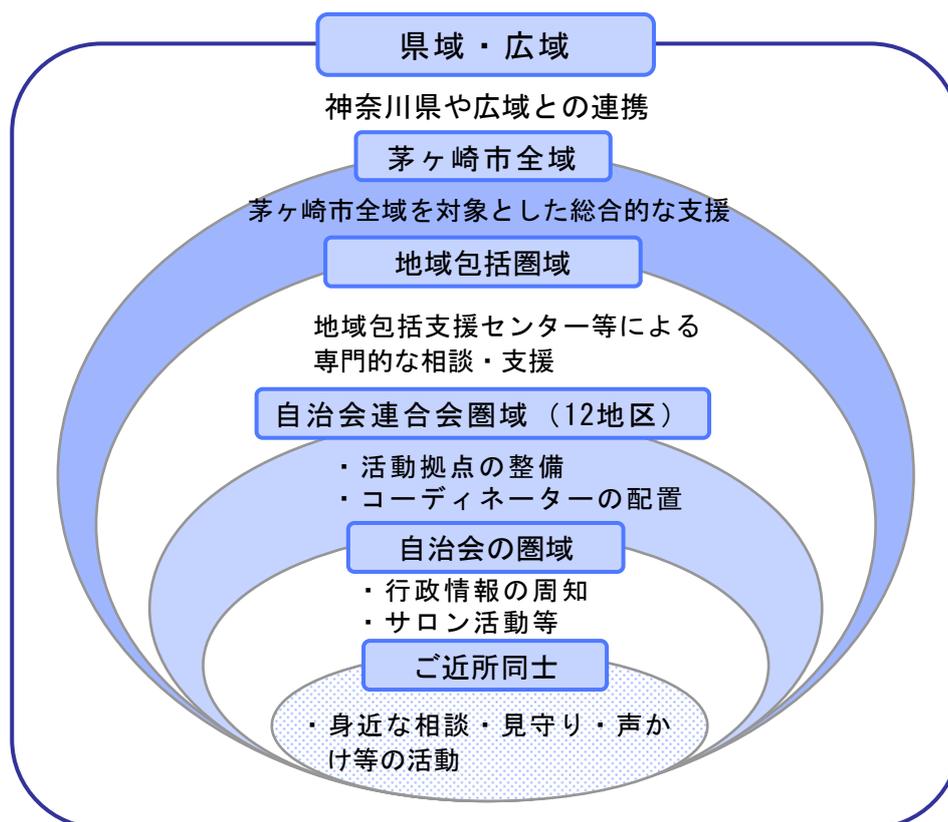
4 計画の策定体制

地域福祉計画推進委員会及び地域福祉計画推進調整会議を開催し、多角的な意見を集約するとともに施策の調整を行いながら策定しました。

5 地域福祉を進めるうえでの圏域のとらえ方

地域で生活する住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むには、個々のニーズに即した、きめ細かい配慮が必要になることから、地域福祉活動は自ずとそのような課題が見えるような小さな圏域を単位として行われることとなります。そこで解決できない課題は、より広い圏域で段階的に共有化され、課題への対応の検討を通して新たな活動の開発につなげていきます。

本計画では、以下のように地域福祉を進めるうえでの重層的な圏域のとらえ方を示し、圏域ごとの機能を明確にすることで、それぞれの特性を活かした活動を展開していきます。また、異なる圏域間の生活課題を拾い上げる仕組みづくりを目指します。



6 基本理念

『私たちは、市民一人ひとりを尊重し、
心豊かに暮らせるまちをつくります。』

本計画の基本理念は、市民の誰もが年齢、性別、障害の有無、社会的・経済的地位等に関わりなく、個人として尊重され、その人らしく暮らせるまちの実現を目指すという茅ヶ崎市の地域福祉の基本的な考え方を示したものです。

<理念に込めた想い>

『私たち』とは、

市民、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体・NPO、福祉関係施設、民間企業、行政等、すべての人や団体を含み、それぞれの役割を果たしつつ、お互いが協力して地域福祉を推進していきます。

『市民一人ひとりを尊重』とは、

市民一人ひとりが、かけがえのない人間としての尊厳を保ち、誰もが、自分らしくいきいきと生活できることを基本に、多様な価値観を認め合う社会をつくります。

『心豊かに暮らせるまち』とは、

支え合い、助け合う心と心が通うまち、そして、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて整備されただれにとっても暮らしやすいまちづくりを進め、一人ひとりが心豊かに暮らせる社会を形成します。

7 基本目標

基本理念を実現するために、3つの基本目標「福祉への理解と関心を広め、みんなで支え合えるまち」「福祉を担う人材を育て、つながりのある支援ができるまち」「気軽に社会参加できる環境を整え、地域の中から交流が広がるまち」を計画期間に目指すべきまちの姿として位置づけ、これに基づき8つの基本施策を展開していきます。

8 計画の体系と基本目標・基本施策の概要

基本理念

3つの基本目標

私たちは、市民一人ひとりを尊重し、心豊かに暮らせるまちをつくりまします。

基本目標 1

福祉への理解と関心を広め、
みんなで支え合えるまち

福祉についての情報を分かりやすく伝え、福祉活動に接する機会を確保・充実することで、福祉への理解と関心を広めます。

地域住民一人ひとりの“気づき”を大切にし、地域の中で互いに支え合い、助け合えるまちを目指します。

知る

わかりあう

支えあう

基本目標 2

福祉を担う人材を育て、
つながりのある支援ができるまち

地域福祉を担う多様な人材を育成することで、生活課題や制度のはざ間の課題を見過ごすことなく、必要なサービスにつなぐことのできる支援体制が整ったまちを目指します。

育ち・支える

聴き・つなぐ

見つけ・つなぐ

基本目標 3

気軽に参加できる環境を整え、
地域の中から交流が広がるまち

福祉のまちづくりを進め、身近な地域における活動や交流機会を増やすことで、だれもが気軽に社会参加できるまちを目指します。

また、相談や情報発信・共有のできる地域福祉活動拠点を整備することで、地域住民同士が身近な地域で、きめ細やかに支え合えるまちを目指します。

参加する

集い・伝えあう

8つの基本施策

(1) 必要な情報を必要な人に届けます

情報の提供・発信・共有のあり方を工夫し、福祉に関する必要な情報が必要な人の手元に届くようにします。

(2) 福祉への理解と関心を広げます

多くの人が福祉への関心を高め、福祉への関わりを持てるよう、意識啓発や福祉への理解を広めていきます。

(3) 連携による支え合い・助け合いの地域をつくります

日ごろの見守り・声かけ活動や、ちょっとした手助け等、地域の中で支え合い、助け合いのある環境をつくります。

また、地域や関係機関・団体のネットワーク化により、高齢者・子育て世代等の孤立予防、虐待予防、防犯、高齢者等の消費者被害対策、交通安全対策、防災対策、災害時要援護者支援対策等、安心して生活できる環境をつくります。

(1) 地域福祉に関わる人材を育成します (★重点施策)

地域福祉活動を広げていくために、ボランティアを育成します。団塊の世代の人々が持つ時間と経験を地域福祉活動に活かしていけるようなきっかけづくりを行います。また、地域福祉を円滑に推進するためにけん引役、調整役となる人材を育成、配置します。

一方で、公的な福祉サービスの担い手となる専門資格職の育成を支援します。

(2) 多様化・複合化する相談に対応します (★重点施策)

身近な相談から総合的・専門的な相談まで、多様なニーズに対応できる相談体制を構築します。

(3) 生活課題・制度のはざ間の課題に対応し、サービスにつなげていきます (★重点施策)

地域の課題や住民の声なき声を拾い、必要なサービスにつなげたり、新たなサービスを開発する等、複雑・多様化する福祉課題に対応するための仕組みを構築します。

(1) 安心して外出し、社会参加できる環境をつくります

だれもが暮らしやすく、社会参加しやすいように配慮されたまちづくりを推進します。

(2) 気軽に集い、活動できる場と機会を提供します

だれもが地域の中で、気軽に集い、交流し、学び、地域福祉活動に参加できる場や機会をつくります。

9 重点プロジェクト（コーディネーター配置事業）

8つの基本施策のうち「地域福祉に関わる人材を育成します」「多様化・複合化する相談に対応します」「生活課題・制度のはざ間の課題に対応し、サービスにつなげていきます」の3つの施策を重点施策として位置づけています。

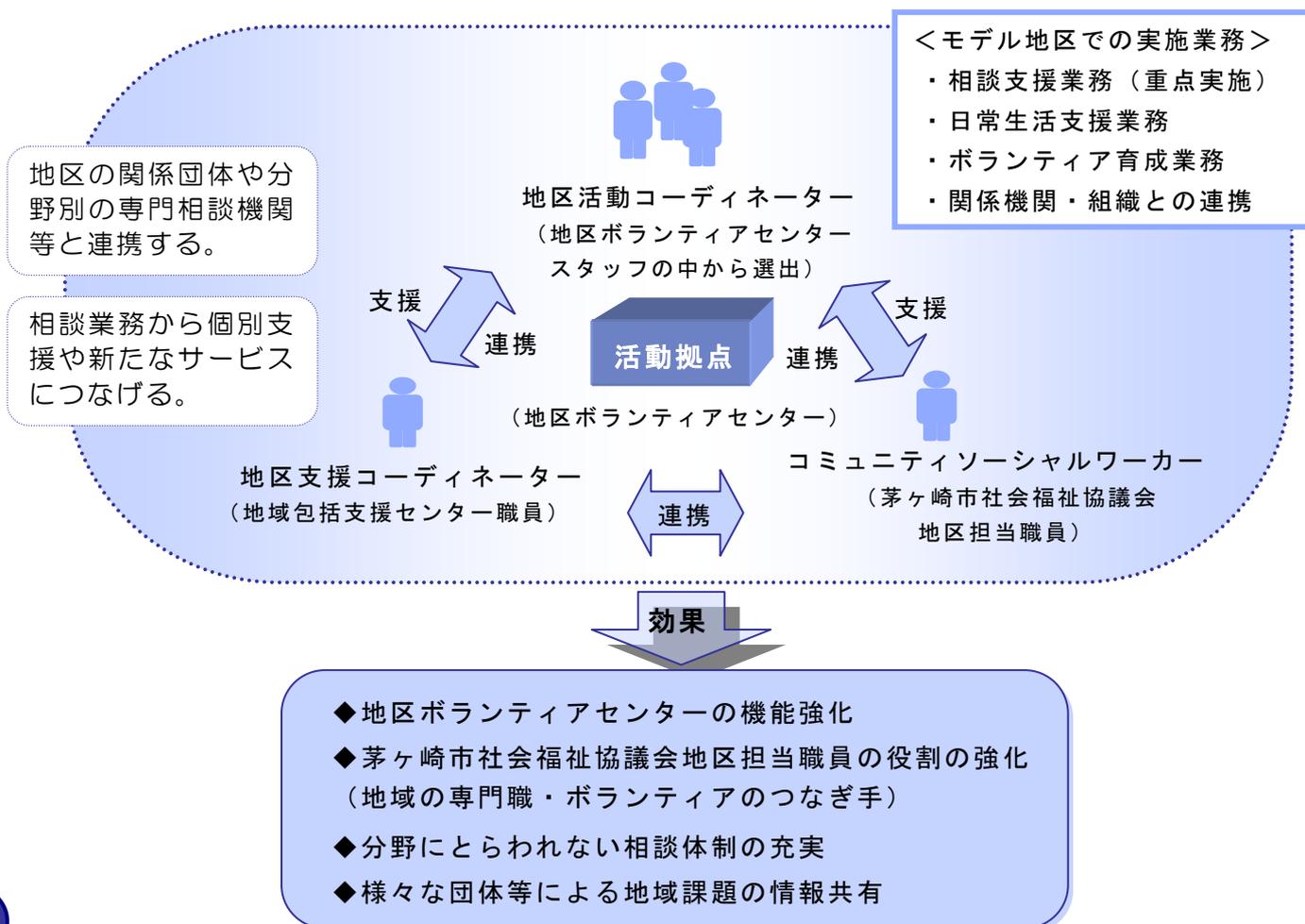
この3つの施策に重点を置いて事業を展開することで、他の施策にも波及効果が期待できると見込んでいます。さらに、この3つの施策を具体的、計画的に実施していくために重点プロジェクトとして「コーディネーター配置事業」を位置づけます。

●コーディネーター配置事業の概要

コーディネーター配置事業は地区ボランティアセンターを起点として、地区の様々な生活課題の相談を受け付け、コーディネーター（専門員）を中心としたスタッフが対象者に直接働きかけるチームを結成することにより、解決につないでいく体制づくりを目指します。

具体的には、自治会連合会圏域（2ページ参照）の12地区のうち2地区をモデル地区に選定します。モデル地区において、地区支援チーム（地区活動コーディネーター、地区支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーによる連携チーム）をつくり、コミュニティソーシャルワーカーが中心となって関係機関等と連携を図りながら、「相談支援業務（なんでも相談）」「日常生活支援業務」「ボランティア育成業務」などを実施します。

◆コーディネーター配置事業モデル地区における実施業務と連携のイメージ



10 計画指標

計画の進行過程において、達成状況を確認できるよう、以下のとおり成果指標を設定します。

①計画全体に関連する指標

- ◆「地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活できる」と思う市民の割合
＜指標：指標未設定（平成21年度調査）→増加＞

②基本目標に関連する指標

基本目標1 福祉への理解と関心を広め、みんなで支え合えるまち

- ◆「地域福祉活動に参加している、参加意向・関心がある」市民の割合
＜指標：指標未設定（平成22年度調査）→増加＞
- ◆近所の人との付き合いの程度（日ごろから助け合っている市民の割合）
＜指標：11.4%（平成20年度）→15%（平成26年度）＞

基本目標2 福祉を担う人材を育て、つながりのある支援ができるまち

- ◆困った時などに家族のほかに相談する相手がいる市民の割合
＜指標：指標未設定（平成22年度調査）→増加＞
- ◇コミュニティソーシャルワーカーの配置地区数
＜指標：未設置（平成21年度）→12地区中6地区（平成26年度）＞

基本目標3 気軽に社会参加できる環境を整え、地域の中から交流が広がるまち

- ◆道路や公共施設などのバリアフリー化が進んでいると感じる市民の割合
＜指標：指標未設定（平成22年度調査）→増加＞
- ◆地区ボランティアセンターを知っている市民の割合
＜指標：指標未設定（平成22年度調査）→増加＞
- ◇サロン活動の数（茅ヶ崎市社会福祉協議会が把握している数）
＜指標：52か所（平成21年度）→80か所（平成26年度）＞

（◆はアンケート調査による定性的な指標、◇は統計等による定量的な指標）

☆コーディネーターについて（名称や役割の整理）

地域福祉の取り組みが進んでいる所には、住民のニーズを受け止め、課題解決に動くキーパーソンの存在があります。そうした人材は地域の実情をよく把握しており、住民からの相談を通じて生活課題を掘り起こしたり、創意・工夫をもって様々なサービスをつなぐなど、関係機関・団体と課題の共有を図りながら解決に向けた取り組みを推進する役割を担っています。

第2期計画では、コーディネーターの役割を「けん引役」と「専門員」に整理したうえで、育成・配置の具体的な取り組みを進めていきます。



1 1 推進体制

基本理念「私たちは、市民一人ひとりを尊重し、心豊かに暮らせるまちをつくりま
す。」を実現するために、以下の体制で引き続き、施策の推進や進行管理、計画の見
直し等変更に伴う審議等を行います。

計画の推進や進行管理等にあたっての推進体制

茅ヶ崎市地域福祉計画 推進委員会

地域福祉計画の基本施策、重点
プロジェクト等の進行を管理する
ために、茅ヶ崎市地域福祉計画推
進委員会を開催します。

<構成メンバー>

市民（公募）、学識経験者、社会
福祉協議会、自治会連絡協議会、
地区社会福祉協議会、民生委員児
童委員協議会、茅ヶ崎市内の福祉
施設、医師会、地域包括支援セン
ター、ボランティア団体等の代表
者

茅ヶ崎市地域福祉計画 推進調整会議

基本施策を推進する庁内関係機
関の調整のため、茅ヶ崎市地域福
祉計画推進調整会議を開催しま
す。

<構成メンバー>

福祉、保健、教育、まちづくり等
の地域福祉推進に関わる関係課



第2期 茅ヶ崎市地域福祉計画（概要版）平成22（2010）年3月発行 2,500部作成

発行：茅ヶ崎市 編集：保健福祉部 福祉総務課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表） FAX 0467-82-5157

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



携帯サイト
QRコード